

平成29年6月6日

清水町議会議長 加 来 良 明 様

清水町議会厚生文教常任委員会
委員長 木 村 好 孝

所 管 事 務 調 査 に つ い て

常任委員会活動として行う所管事務調査について、このたび調査を終えたので、その結果を下記のとおり報告いたします。

記

1. 調査事項 高齢者世帯の現状と課題について

2. 調査期日 平成29年5月31日

3. 調査の結果

平成37年の日本は、いわゆる団塊の世代が75歳を超えて後期高齢者となり、国民の3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上という、人類が経験したことのない「超高齢社会」を迎える。これが「2025年問題」として、早急な対応が求められている。

本町における第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成27年度～平成29年度)によると、総人口に対する高齢者比率は、計画最終年度の平成29年度には36.6%、団塊の世代が75歳になる平成37年度には40.3%と推計されている。今後さらに、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加をはじめ、体力の衰え・疾病・怪我等により介護を必要とする高齢者や認知症高齢者の増加も予想

されるところである。

このような状況を踏まえ、高齢者世帯の現状と課題を調査項目として、本町における高齢者世帯数の推移や高齢者世帯支援事業の現状と課題、第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の方向性について、担当課から説明を受けて調査を実施した。

【高齢者世帯数の推移】

高齢者世帯数の推移（各年度3月末）について、平成24年度と平成28年度を比較すると、65歳以上の単身世帯数は820世帯から919世帯に増え、70歳以上のみの世帯数は456世帯から511世帯へと増えている。総人口は減少しているが高齢者世帯数は少しずつ増えている状況を踏まえ、ひとり暮らしの高齢者等の世帯数は今後僅かずつ増えていく見通しであるが、増加がいつまで続くのかは明確になっていない。

高齢者世帯の把握状況については、担当課としては地図上に落としたものはないが、行政区ごとに名簿で把握ができています。高齢者世帯の実態は住民基本台帳上とは異なる場合もあるので、担当課では保健師やケアマネージャーの相談業務の際に正確な実態を把握しているとのことである。

委員会においては、「住んでいる高齢者の状況は隣近所でも分からないことがある。災害のことなどを踏まえると、町内会で高齢者世帯の状況を把握することは一番大事なことである」、「町内会内での出入りの状況が把握されていないこともある。ひとり暮らしの高齢者等が増える中、孤立化の心配などがあり、町内会との連携を密にした対応が必要ではないか」との意見があった。担当課からはこれらの意見に対し、「災害時における隣近所の助け合いの必要性は認識しているが、町内会への未加入者が多いことや町内会の加入実態をすべて把握することは難しい面がある。個人情報保護の面からも難しい問題があるので、町内会への高齢者世帯情報の提供のあり方については、町民生活課などの関係課と相談しながら、よりよい方法を検討したい」との説明があった。

地域包括ケアシステムの推進が今後の重要な柱とされ、災害時も含めて地域における互助体制づくりが重要となっていることから、隣近所同士のコミュニケーションを高めるに当たって、高齢者世帯情報の把握のあり方は重要な課題として押さえる必要がある。

【高齢者世帯支援事業の現状と課題】

高齢者世帯支援事業の現状について、緊急通報機器設置事業、自立支援ホームヘルプサービス事業、高齢者等生活支援・いきがい活動支援事業、救急医療情報キット配付事業、高齢者等見守り安心事業のそれぞれの事業内容、利用状況などの説明を受けた。

緊急通報機器設置事業については、平成 28 年度の受信件数を見ると、誤発信などの「その他」の受信が 20 件あるが、医療機関へ搬送しその後入院になるなどの緊急受信が 3 件あり、生命に関わる必要な事業となっている。本人の希望で設置しているが、必要と思われる方に対しては担当課から個別の案内も行っており、貸付台数は年間 130 台前後で推移している。

高齢者等見守り安心事業については、町内の事業所に委託をし、月 1 回の訪問と週 3 回の電話による安否の確認を行っている。委託を受けた事業所の職員と役場の担当職員が月に 1 回打合せ会議を行っており、その中で必要があると判断された場合には役場から直接訪問することもあるとのことである。平成 28 年度の利用件数は、清水地区 25 世帯、御影地区 15 世帯となっているが、委託先は現在 1 つの事業所のみとなっており、様子を見ながら、優先順位の高い方から徐々にサービス対象者を増やしているという状況である。この事業は、ひとり暮らしの高齢者等の安否の確認を行うとともに、福祉サービス等を利用することが必要と認められる方を適切なサービスにつなげることを目的としており、地域とのつながりを持つための 1 つの有効な手段であることが確認できた。

委員会の中では、事業所と役場だけではなく町内会との連携が必要であるとの意見が出されたのに対し、担当課においては、「第 7 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定の課題として、地域

包括ケアシステムの推進のために、サロンやボランティアによる支援等が課題として挙げられているので、町内会などを含めた取り組みを考えたい」との説明があった。

【第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の方向性】

今後策定される第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成30年度～平成32年度）については、今後、ますますひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加していくことが予測される中、身近な地域活動への参加を促すなどの社会参加を促進していくことが、介護予防の観点からだけでなく、高齢者自身の自己実現・生きがいをづくりや地域における互助体制づくりにおいても重要になってくる。

第7期計画の策定に当たって、地域包括ケアシステムの推進のために担当課が捉えている検討課題としては、「新しい介護予防・生活支援体制の整備（サロン等の開設、ボランティアによる支援等）」、「在宅医療・介護連携体制の整備」、「地域ケア会議の推進」の3点が挙げられ、平成29年度から開始した介護予防・生活支援サービスなどの要素を基に、「将来推計機能」（国から提供された策定支援ツール）を活用してサービス見込量を推計し保険料を設定、また、町独自の介護人材確保対策の取り組みも検討したいとのことである。

委員会においては、2点の意見が出され、1点目は、認知症高齢者数が平成28年度は309名となっており、統計数値のある平成25年度からみても300人前後で推移しており、介護と福祉だけでなく医療を含めた連携の強化、町内会を含めた日常生活上のボランティア活動の推進の必要性が挙げられた。

2点目は、本町には設置されていない「サービス付き高齢者住宅」について挙げられ、平成28年度（3月末）の第1号被保険者数3,342名には、町外へ転出してサービス付き高齢者住宅へ入居している住所地特例の31名の方が含まれている。現在、本町にはサービス付き高齢者住宅はなく、その建設計画について尋ねたところ、サービス付き高齢者住宅についてはサービス内容は充実しているが、経済的

な状況から高額な個人負担が出るので、町内では入居できる方が限られるとのことである。低額で安心して入居できる施設を町内に設置できないか担当課で検討しており、委員会においてはサービス内容などを工夫して前へ進めることが必要であるとの意見があった。

第6期計画の策定から、団塊の世代が75歳になる第9期までを見据えた計画策定が求められ、一定の所得のある方の介護保険サービスの自己負担が2割負担となった。新たに高所得者の自己負担を3割に引き上げる法改正が行われたので、第7期計画の策定に当たっては、平成37年度の保険料水準等がどう変化するか十分な検証を行い、対象者に寄り添った策定が必要である。また、介護人材の確保については今後の大きな課題であり、町独自の取り組みが検討されるとのことであるので、介護人材確保対策をしっかりと推進する必要がある。